

# 島根県報

号外第六四号  
平成十五年四月一日  
(火曜日)

告示  
目次

全国自治宝くじ事務協議会規約の変更

(財政課)

告示

## 島根県告示第三百四十七号

さいたま市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づき、その例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体にさいたま市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

## 附則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年4月1日

島根県報

号外第64号 (2)

平成十五年四月一日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)